

税金 トレンド!

税金の「今」
がわかる!

ZEIKIN
TREND

令和6年1月から、電子取引データは
電子データの保存が必須に!!

紙での出力・保存はNGになります

必ず対応/ 電子取引データ保存の義務化



改正電子帳簿保存法は令和6年1月から施行されました。これからは、請求書・領収書・見積書などを電子データで受領した場合、すべての事業者は、電子データで保存することが義務付けられます。どのように保存したら良いのか、電子データで保存することが難しい事業者はどうしたら良いのかを確認しましょう。

1 電子取引データ保存のキホン

① 対象者

申告所得税・法人税に関して帳簿・書類を保存する義務のある方

② どのようなデータの保存が必要なの?

注文書・契約書・送り状・領収書・見積書・請求書などに相当する電子データ。
これらのデータを受け取った場合だけでなく、送った場合にも保存する必要があります。

ポイント

あくまでデータでやりとりしたものが対象であり、紙でやりとりしたものをデータ化しなければならない訳ではありません。

③ どのように保存する必要があるの?

(1) 次のいずれかの方法で改ざん防止のための措置をとる必要があります。

1. タイムスタンプを付与する。
2. 訂正・削除の履歴が残るシステム等での授受・保存を行う。
3. 事務処理規程を定めて守る。

ポイント

保存するファイル形式は問いませんので、PDFに変換したものや、スクリーンショットでも問題ありません。

(2) 「日付・金額・取引先」で検索できる必要があります。

ただし、「2課税年度前の売上高が5,000万円以下の方」または「電子取引データをプリントアウトした書面を、日付及び取引先ごとに整理している方」は、ダウンロードの求めに応じることを要件に、検索要件は不要となります。

● 索引簿による検索 (イメージ)

通番	日付	金額	取引先	備考
1	20240331	110000	(株)霞商店	請求書
2	20240210	330000	国税工務店(株)	注文書
3	20240228	330000	国税工務店(株)	領収書
...				
49	20241217	220000	(株)霞商店	請求書
50	20241227	55000	国税工務店(株)	領収書

● ファイル名による検索 (イメージ)

- 20240331_110000_(株)霞商店.pdf
- 20240210_330000_国税工務店(株).msg
- 20240228_330000_国税工務店(株).pdf
- 20241217_220000_(株)霞商店.pdf

(3) ディスプレイやプリンタ等を備え付ける必要があります。

あなたはどっち?!



電帳法対応したシステムを導入

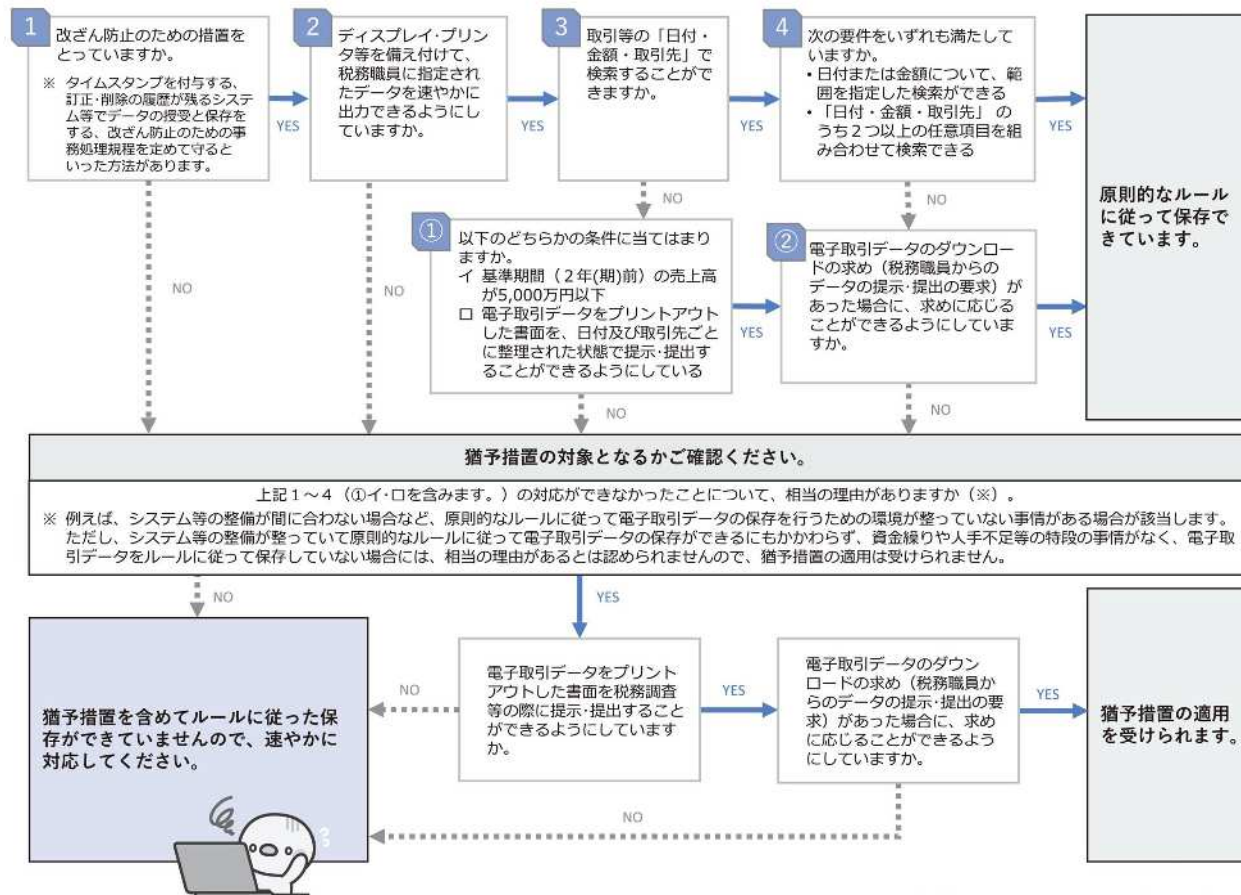
- タイムスタンプ機能または訂正・削除の履歴が残る。
- 日付、金額、取引先で検索ができる。

手間はかかるけど、自社で対応

- 事務処理規程を定めて守る。
- 検索要件を満たす方法で保存する。

2 原則的なルールに従って保存できていますか?

下のチャートで確認してみましょう!



出典：国税庁リーフレット「電子取引データの保存方法をご確認ください」

https://www.nta.go.jp/publication/pamph/sonota/0023006-081_03.pdf

3 電子取引データ保存の実務と税務調査

2023年10月からインボイス制度が始まりましたが、取引によっては、電子帳簿保存法とインボイス制度の両方の要件を満たす必要があります。例えば、ETCを利用した場合、クレジットカード利用明細書の保存だけでは仕入税額控除の要件を満たしませんので、ETC利用照会サービスからダウンロードした利用証明書（高速道路会社等ごとに任意の一取引）も保存することで、簡易インボイスの記載事項を満たすものとなります。クレジットカード利用明細書とETC利用証明書は、インターネットからダウンロードしますので、電子データでの保存が必須です。

従来の税務調査では、紙の帳簿、領収書、請求書といった原資記録の改ざん等が端緒となり、収入計上漏れや不適切な費用の付け込みなどが発見されてきましたが、今後

は、質問検査権に電子取引に関する調査が加わりますので、当然、調査範囲が広範になります。例えば、例示したETC取引関係データなどの調査過程において、調査官のダウンロードの求めに応じる必要が生じた場合は、パソコン内やインターネット上の関連情報にアクセスされる可能性も否定できません。

また、帳簿等のデジタル化が進むと、訂正履歴から改ざんなどの偽装工作が可視化され、これまで発見されなかったような不正取引が把握されることも増えるのではないのでしょうか。デジタルインボイスが追い風となり、警察の捜査などで活用されているデジタルフォレンジック（電磁的記録の解析技術）が、税務調査でも活用される日がやってくるかもしれません。